（別紙）

「（仮称）伊佐・えびの・人吉風力発電事業」の環境影響評価準備書に対する環境の保全の見地からの意見

令和８年１１月１０日
宮　　崎　　県

１　総括的事項

⑴　法令遵守及び住民等への配慮について

事業計画の策定及び事業の実施に当たっては、関係法令、ガイドライン等を遵守した上で、先行事例の知見を反映させるとともに、専門家、地域住民等の意見を十分に踏まえ、環境への影響を可能な限り回避し、十分な低減を図ること。また、情報公開や説明会の実施等、地域住民及び関係自治体の理解が得られるよう努めること。

⑵　工事の実施及び風力発電施設の供用後について

工事の実施及び風力発電施設の供用後においては、適切な環境監視を実施するとともに、環境への影響の予測及び評価の段階で想定しなかった課題が判明した場合は、専門家等の助言を踏まえ、必要に応じて追加的な環境保全措置を講ずること。

⑶　累積的影響について

対象事業実施区域及びその周辺においては、環境影響評価手続中の風力発電事業が複数存在することから、他の事業者と調整し、可能な限り累積的影響を考慮した事業計画とすること。

⑷　事後調査等について

ア　準備書に記載の環境保全措置及び事後調査を適切に実施すること。また、その結果を踏まえ、必要に応じて追加的な環境保全措置を適切に講ずること。

イ　上記の追加的な環境保全措置の具体化に当たっては、措置の内容が十分なものとなるよう、これまでの調査結果及び専門家等の助言を踏まえ、客観的かつ科学的に検討すること。

ウ　事後調査により本事業による環境影響を分析し、判明した環境の状況に応じて講ずる環境保全措置について、検討の過程、内容、効果及び不確実性の程度について報告書として取りまとめ、公表に努めること。また、環境監視の結果、追加的な環境保全措置を講じた場合においても、可能な限り報告書に取りまとめ、公表に努めること。

２　個別的事項

⑴　大気環境について

ア　対象事業実施区域は騒音規制区域及び振動規制区域の区域外であるものの、工事施工に際しては生活環境に十分配慮し、原則として土曜日、日曜日及び国民の祝日並びに夜間は工事を行わないこと。

イ　大型資材の搬入及び輸送については、道路管理者及び警察等関係機関と十分に協議した上で、適切な輸送計画を検討すること。その際、輸送経路沿線地域の住民の生活環境に配慮し、事前に十分な周知を行うこと。また、工事関係車両の通行ルート周辺に存在する教育施設、福祉施設等については、特に配慮すること。

ウ　風力発電機の稼働に伴う低周波音による心身への影響については不確実性があることから、地域住民から問合せ、苦情又は身体の不調に関する訴えがあった場合は、当事者へのヒアリングや騒音調査等を踏まえ、適切に対応すること。

⑵　水環境について

ア　造成により生じた裸地及び地表面については、侵食や崩壊を防止するため、排水施設の設置や植生工等の地表面保護措置を講ずること。

イ　沈砂池を浚渫する際に発生する土砂等については、その保管場所を事前に確保しておくこと。

ウ　本事業の実施に伴い、地域住民等から対象事業実施区域周辺の水源等の異常について問合せがあった場合は、適切に対応するとともに、適切な環境保全措置を講ずること。

⑶　風車の影について

本事業の実施に伴い、事後調査を実施し、地域住民等から風車の影について問合せがあった場合は、適切に対応すること。

⑷　動物について

ア　クマタカについては、改変による生息環境の減少・喪失の影響を回避・低減するため、風力発電機から500m の範囲を除き、営巣中心域を含む主稜線や流域界で区切られた範囲内に、風力発電機建設後において、400ha の好適採食地が確保されるようにすること。さらに、繁殖・採餌に係る移動経路の遮断・阻害の影響を回避・低減するため、各ペアの行動圏内において、営巣中心域と高利用域内の好適採食地の間に風力発電機を建設しないようにすること。

イ　ブレード等への接触（バードストライク）に伴う影響の予測には不確実性があることから、その影響を確認するための事後調査を適切に実施すること。また、調査の結果、著しい影響が生じていると考えられる場合は、専門家の意見を踏まえ、ブレード塗装等の視認性を高める環境保全措置を検討し、適切に対応すること。

ウ　本事業の着手後、事業による獣害の増加が確認された場合は、適切に対応すること。

エ　ヤマネを改変区域外に移動させる行為は、文化財保護法（昭和25年法律第214号）第125条第1項本文に定める「現状変更」に該当し、同項ただし書の「維持の措置」

や「非常災害のために必要な応急措置を執る場合」等にも該当しないことから、ヤマネの移動には文化庁長官の許可が必要である。また、仮に改変区域内でヤマネを確認したとしても、改変区域外の生息適地に移動させることは困難であると考えられる。したがって、ヤマネの対応について再検討を行い、その結果を評価書に記載すること。

オ　ニホンジカの予測について、森林の改変面積 55.2ha が対象事業実施区域周辺に存在する草地環境の約８％であるとしても、当該改変面積が非常に大きいことから、草地が増加することに変わりなく、ニホンジカが好む環境を新しく創出することになる。このため、草地形成後におけるニホンジカの侵入を抑制する対策を専門家等との協議等により検討し、評価書に記載すること。

⑸　植物について

重要な植物群落（イスノキーウラジロガシ群集）の改変率を 0.43％としているが、個々の当該群落が小面積であるため、小面積の改変でも大きな影響が出る可能性が考えられる。このため、重要な植物群落の改変に関する影響についての検討結果を評価書に記載すること。

⑹　景観について

令和２年７月から運休状態となっているＪＲ肥薩線（吉松駅以北）については、矢岳第二トンネルから矢岳第一トンネルまでの区間において車窓から眺める霧島連山、田園風景及び雲海が「日本三大車窓」の一つに数えられ、えびの市及び当県にとって重要な観光資源である。このため、同線の運行再開の見通しが立った際は、眺望に関する調査を行うこと。

⑺　人と自然との触れ合いの活動の場について

ア　対象事業実施区域は、矢岳高原ベルトンオートキャンプ場（以下「キャンプ場」という。）が近接していることから、原則として土曜日、日曜日及び国民の祝日並びに夜間は工事を行わないこと。また、施工においては、可能な限り低騒音・低振動型の建設機械を使用するなど利用者に最大限配慮すること。

イ　工事期間中は、キャンプ場の宿泊客のチェックアウト時間を考慮し、工事開始時間を変更する等、利用者に配慮すること。

ウ　矢岳高原パラグライダーテイクオフ場においては、風力発電機の位置や緊急連絡先等の安全確保に必要な情報を記載した掲示板の設置等について施設管理者及び関係機関と協議し、必要な安全対策を講ずること。

エ　風力発電施設の供用後に、キャンプ場の利用者が著しく減少した場合は、因果関係の確認や善後策の検討等、えびの市及び関係機関と協議し、誠意を持って対応すること。

オ　令和７年度に川内川沿いに新たに整備された京町地区河川公園は、キャンプ利用、花火大会及び各種イベント会場として使用される市民の憩いの場であるため、人と自然との触れ合いの活動の場として環境影響評価を行うこと。

カ　風力発電施設の供用に伴うキャンプ場への騒音の影響については、予測結果では参考として比較している「風力発電施設から発生する騒音に関する指針（平成 29 年５月、環境省）」に定める指針値を下回っているが、風力発電機の稼働後、キャンプ場利用者から騒音に関する問合せがあった場合は、適切に対応すること。

⑻　その他

ア　全ての風力発電機の設置地点について詳細な地盤調査（ボーリング調査等）を実施し、風力発電機の基礎構造を決定すること。

イ　本事業による公共放送等の電波受信への影響について調査を実施し、その結果を踏まえ、適切に対応すること。

ウ　事故等の緊急事態に備え、地元現場事務所又は事業者の本社において、直ちに連絡及び意思決定が可能な 24 時間対応の連絡窓口（ホットライン）を開設すること。また、当該連絡窓口については、事前に関係機関及び関係自治会に周知すること。

エ　市民等に対し風力発電施設の見学を実施する場合は、事故等が発生しないように安全措置を講じた上で実施すること。また、事故が発生し、因果関係が認められる場合は、責任を持って適切に対応すること。

オ　資源エネルギー庁が定める廃棄等費用積立制度に基づき、確実に撤去費用を積み立てること。

カ　関係自治体が本事業の状況を適切に把握するため、事業検討段階に関する事項や工事着手前における施工計画を当該関係自治体に報告すること。また、工事期間中は工事状況を定期的に報告するとともに、風力発電機の稼働中は稼働状況を関係自治体に定期的に報告すること。さらに、本事業を終了し、又は継続する場合は、関係自治体に事前に報告すること。

キ　本事業終了後は、事業者の責任において原状回復に努めること。

ク　工事の実施及び風力発電施設の供用後において、適切な災害対策や家畜防疫対策を講ずること。

ケ　工事関係車両については、走行時に必要に応じてタイヤ洗浄を行い、粉じん等の発生抑制に努めるとともに、タイヤ洗浄後の水が直接流出しないよう適切に処理すること。